			(土仕監督員		
考査項目	細別	対象	評価対象項目		
1.施工体制	I. 施工体制一般		□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。		
			□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。		
			□ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。		
			□ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理体制を含む)が、書面と一致している。		
			□ ③工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。		
			□ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、		
			配布が受け払い簿等により適切に把握されている。		
			□ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。		
			□ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。		
			□ ⑨「施エプロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する 改善が速やかに実施された。		
			□ ⑩その他 理由:		
			(滅点)該当すればd評価とする。		
			□ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。		
			(滅点)該当すればe評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
			評 価		
			M.I 1994		
a:施工体制が優れ [・]	a:施工体制が優れている。 b:施工体制が良好である。 c:施工体制が適切である。 d:施工体制がやや不適切である。 e:施工体制が不適切である。				
該当項目が90	%以上 ·	· · · a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目 でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満・・・・b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c			③ 評価値 ()%=評価数()/対象評価項目数()×100		
該当項目が60	%未満 ・	· · · d			
	評価 =	項	項目 %		

			(======
考査項目	細別	対象	評価対象項目
1.施工体制	Ⅱ.配置技術者		□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
1.施工体制	II. 配直技術者 (現場代理人等)		□ ③現場代理人として、工事全体の把握ができている。 □ ③現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 □ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 □ ④工事請負契約書第20条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第20条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 □ ③書類及び資料が適切に整理されている。 □ ⑤作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 □ ①工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 □ ③作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			□ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 □ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 □ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 □ ⑬その他 理由:
			(減点)該当すれば d 評価とする。 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評 価
	a:配置技術者	者として優れてい d:配置技術	o。 b:配置技術者として良好である。 c:配置技術者として適切である。 者としてやや不適切である。 e:配置技術者として不適切である。
該当項目が90%以上・・・・a			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない 場合は空白のままとする。
該当項目が80	%以上90%未満・	· · · b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c			③ 評価値()%=評価数()/対象評価項目数()×100
該当項目が60	%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · d	
	評価 =	項	項目 %

- ※1.建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。 なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
- ※2.作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。
- ※3.建設工事請負契約書式 03-01 による契約締結の場合は、考査項目運用表中記載の契約条項第 19 条を第 18 条に、第 20 条を第 19 条にそれぞれ読替えるものとする。

			(土江監督員
考査項目	細別	対象	評価対象項目
2.施工状况	I. 施工管理		□ ①契約書第20条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 □ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 □ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 □ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 □ ⑤施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 □ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 □ ① 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 □ ③ 加工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 □ ③ 中工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 □ ① 使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び 搬入後の管理が適切である。 □ ② 社内検査が計画的に行われている。 □ ③独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 □ ③独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 □ ③強度廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 □ ③建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 □ ③ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する 改善が速やかに実施された。 □ ② その他 理由:
			(滅点)該当すれば d 評価とする。 応工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (滅点)該当すればe評価とする。 応工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評 価
a:施工管理が優れる	ている。 b:施コ	⊏管理が良好であ	る。 c:施工管理が適切である。 d:施工管理ががやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。
該当項目が90	%以上 ·	···a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない 場合は空白のままとする。
該当項目が80	%以上90%未満·	· · · b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・ c			③ 評価値 ()%= 評価数()/対象評価項目数()×100
該当項目が60	%未満 ・	· · · d	
	評価 =	項	項目 %

^{※1.}建設工事請負契約書式 03-01 による契約締結の場合は、考査項目運用表中記載の契約条項第 19 条を第 18 条に、第 20 条を第 19 条にそれぞれ読替えるものとする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目	
2.施工状况	Ⅱ.工程管理		□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 □ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 □ ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす遅れが無い。 □ ③現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 □ ③工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 □ ③受注者の責による夜間や休日の作業がない。 □ ①休日・代休の確保を行っている。 □ ③近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 □ ③「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 □ ⑩その他 理由:	
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
			評価	
a:工程管理が優れる	ている。 b:工程	≧管理が良好であ	る。 c:工程管理が適切である。 d:工程管理がやや不適切である。 e:工程管理が不適切である。	
該当項目が90	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でな 該当項目が90%以上 ・・・・a 場合は空白のままとする。			
該当項目が80%以上90%未満・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満・・・ c			③ 評価値 ()%= 評価数()/対象評価項目数()×100	
該当項目が60	%未満 ・・	· · · d		
	評価 =	項	項目 %	

			((
考査項目	細別	対象	評価対象項目
考查項目 2.施工状況	細別・安全対策	対象	評価対象項目 ②災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回 / 月以上活動し、記録が整備されている。 ②店社パトロールを1回 / 月以上実施し、記録が整備されている。 ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 ⑥安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ⑥重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ⑥血留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ⑥使用機械、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。 ⑥使用機械、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。 ②企工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
			□ ⑧「施エプロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する 改善が速やかに実施された。 □ ®その他 理由:
			(減点)該当すればc評価とする。 □ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 (減点)該当すれば d 評価とする。 □ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		•	評価
a:安全対策が優れて	: : いる。 b:安全	対策が良好である	る。 c:安全対策が適切である。 d:安全対策がやや不適切である。 e:安全対策が不適切である。
該当項目が90	%以上 · ·	···a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない 場合は空白のままとする。
該当項目が80	%以上90%未満・	· · · b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・c			③ 評価値 ()% = 評価数()/対象評価項目数()×100
該当項目が60	%未満・・・	· · · d	
	· 評価 =	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目		
2.施工状况	Ⅳ. 対外関係		□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 □ ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 □ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 □ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 □ ⑥近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 □ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 □ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 □ ②その他 理由:		
			(滅点)該当すれば d 評価とする。 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (滅点)該当すればe評価とする。 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
	評 価				
a:対外関係が優れ ⁻	ている。 b:対外	関係が良好であ	る。 c:対外関係が適切である。 d:対外関係がやや不適切である。 e:対外関係が不適切である。		
該当項目が90	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない 該当項目が90%以上 ・・・・a 場合は空白のままとする。				
該当項目が80%以上90%未満・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c			③ 評価値 ()%= 評価数()/対象評価項目数()×100		
該当項目が60%未満 ・・・・ d					
	評価 =	項	項目 %		

			りては一直自身
考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3.出来形及び 出来ばえ	1. 出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 □ ②施工図等が、設計図書を満足している。 □ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ ⑥出来形の管理方法を工夫している。 □ ⑥出来形の管理方法を工夫している。 □ ②解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ ⑥不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第19条に基づき監督職員が改造請求を行った。 評 価
a:出来形が優れて	: いる。 b:出	来形が良好である	5。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。
該当項目が90	%以上 · ·	··a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は 空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・ d		· · с	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 ()%= 評価数()/対象評価項目数()×100
	評価 =	項	項目 %

^{※1.}出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

^{※2.}建設工事請負契約書式 03-01 による契約締結の場合は、考査項目運用表中記載の契約条項第 19 条を第 18 条に、第 20 条を第 19 条にそれぞれ読替えるものとする。

			(主任監督員
考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び	Ⅱ.品質		□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
出来ばえ	建築工事		□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
			□ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
	工事比率		
	1.00		□ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。
		-	□ ⑤内外仕上げ工事における施工品質が、良好である。
			□ ⑥不可視部分となる品質確保のための工事写真、施工記録等が整備されている。
			□ ⑦その他
			理由:
			(減点)該当すれば d 評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第19条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		<u> </u>	評 価
a:品質が優れて	ている。 b:品質か	が良好である。	c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。
該当項目が90	該当項目が90%以上・・・・a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は
			空白のままとする。
該当項目が80	%以上90%未満・・・・	• Ь	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60	%以上80%未満・・・・	· с	③ 評価値()%=評価数()/対象評価項目数()×工事比率×100
該当項目が60%未満 ・・・・ d			
	評価 =	項	項目 %
	1.00-4-20-72-4-2-1		

^{※1.}目的物の品質の水準を評価すること。

^{※2.}品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより 技術的な評価を行う。

^{※3.}建設工事請負契約書式 03-01 による契約締結の場合は、考査項目運用表中記載の契約条項第 19 条を第 18 条に、第 20 条を第 19 条にそれぞれ読替えるものとする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3.出来形及び 出来ばえ	II. 品質電気設備工事受変電設備工事 受変電設備工事		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ ③品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
			□ ③その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 工事請負契約書第19条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		,	評 価
a:品質が優れ	いている。 b	:品質が良好で	ある。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。
該当項目が90%以上 · · · · a 該当項目が80%以上90%未満· · · · b 該当項目が60%以上80%未満· · · · c 該当項目が60%未満 · · · · d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()%=評価数()/対象評価項目数()×工事比率×100
	評価 =	項	項目 %

^{※1.}目的物の品質の水準を評価すること。

^{※2.}品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより 技術的な評価を行う。

^{※3.}建設工事請負契約書式 03-01 による契約締結の場合は、考査項目運用表中記載の契約条項第 19 条を第 18 条に、第 20 条を第 19 条にそれぞれ読替えるものとする。

			(工工工具具		
考查項目	細 別	対象	評価対象項目		
3.出来形及び 出来ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設備工 機械設備工事 工事比率 1.00		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②品質確認記録の内容が、適切である。 □ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している □ ③機材及び施工の品質が、良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。		
			□ ⑦その他 理由:		
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して不適切があり、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第19条に基づき監督職員が改造請求を行った。		
	評価				
a:品質が優れて	:いる。 b::	品質が良好である	5。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。		
該当項目が900	%以上 · ·	··a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は 空白のままとする。		
該当項目が80	%以上90%未満・・	· · b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c			③ 評価値()%=評価数()/対象評価項目数()×工事比率×100		
該当項目が609	%未満 · ·	··d			
	評価 =	項	項目 %		

- ※2.目的物の品質の水準を評価すること。
- ※3.品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより 技術的な評価を行う
- ※4.建設工事請負契約書式 03-01 による契約締結の場合は、考査項目運用表中記載の契約条項第 19 条を第 18 条に、第 20 条を第 19 条にそれぞれ読替えるものとする。

			(=====
考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3 . 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		c 評価とする。
	評価 = C		

考查項目別運用表(公共建築工事)(創意1/2)

考查項目	細別	評価対象項目
5.創意工夫	■ 準備·後片付け関係	□ 測量・位置出しにおける工夫 □ 現地調査方法の工夫 □ その他 理由: 詳細評価内容:
	■ 施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 照明・視界確保等の工夫 の排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 連搬車両・施工機械等の工夫 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 施工管理及び品質向上等の工夫 プレハブエ法等の採用による工期短縮等の工夫 の設施工等の工夫 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ・作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ・その他 理由:
		詳細評価内容:
	■ 品質関係	集計ソフト等の活用と工夫 躯体工事の品質管理の工夫 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 施工の検査・試験に関する工夫 品質記録方法の工夫 その他 理由:
		詳細評価内容:

考查項目別運用表(公共建築工事)(創意2/2)

考查項目	細別	評価対象項目
5.創意工夫	■ 安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立ち入り禁止柵、手摺り、足場等) 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 作業時における作業環境改善等の工夫 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 その他 理由:
		詳細評価内容:
	■ 施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ CAD、施工管理ソフト等の活用 □ CALSを活用した施工管理の工夫 - その他 理由:
		詳細評価内容:
	■ その他	その他 理由: - その他 理由: - 詳細評価内容: -
		計組評価内谷:
評点計= (最大 7点)	<u></u>	

- ※1.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2.該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、最大7点の加点評価とする。
- ※3.上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する『工事特性』との二重評価は行わない。
- ※4.入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※5.評価した内容を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目	細別	評価対象項目
2.施工状况	Ⅱ.工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。 □ ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ③その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a:工程管理が優れている d:工程管理がやや不適り	。 b:工程管理が良好である。 c:工程管理が適切である。 Dである。 e:工程管理が不適切である。
	評価 =	評価選択 ○a ○b ○c ○d ○e ※ 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2.施工状况	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥その他 □ 理由:
	詳細評価内容:	
	a:安全対策が優れてい d:安全対策がやや不通	
	評価 =	評価選択 つa Ob OC Od Oe ※ 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6.社会性等	I. 地域への貢献等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等周辺地域との調和を図った。 □ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ ⑥ その他 理由:
	詳細評価内容:	
		いる。 a':地域への貢献がやや優れている。 b:地域への貢献が良好である。 好である。 c:他の評価に該当しない。
		評価選択 ○a ○a' ○b ○b' ○c
	評価 =	※ 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c 評価を行う。

- ※1.総括監督員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
- lpha2.評価にあたっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
- ※3.地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※4.レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目別運用表(公共建築工事)(特性1/3)

		(
考査項目	細別	評価対象項目
4.工事特性 (施工条件等へ の対応)	■ 建物規模への対応	※ 下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。 延べ面積10,000㎡以上の建物 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 大空間のホール等を有する建物 その他(理由:
	評点 = 点	詳細評価内容:
	■ 建物固有の機能の 難しさへの対応	※ 下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 対象建物の耐震レベル 建物機能の特殊性 その他(理由:
	評点= 点	詳細評価内容:
	■ 建物固有の施工技術の 難しさへの対応	※下記の対応事項に 1 つ以上し点が付けば 2 点の加点とする。 □ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 □ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特性 □ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ その他(理由:
	評点= 点	

考查項目別運用表(公共建築工事)(特性2/3)

考查項目	細別	評価対象項目
4.工事特性	■ 厳しい自然・地盤	※ 下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
(施工条件等へ	条件への対応	□ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)
の対応)		□ 軟弱地盤、支持地盤の影響
		□ 雨・雪・風・気温等の影響
		□ その他(理由:
		[評価技術事例]
		・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事
		・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
		・冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた
		工事
		詳細評価内容:
		NI IMAN I IMA / J. II.
	評点 = 点	
	■ 厳しい周辺環境、	※ 下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。
	社会条件との対応	□ 地中埋設物等の作業障害
		□ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
		□ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
		□ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
		□ その他(理由:
		[評価技術事例]
		・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事
		・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
		・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事
		・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事
		・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		■¥4何前7000000000000000000000000000000000000
		詳細評価内容:
	評点 = 点	-
L	1	I

考查項目別運用表(公共建築工事)(特性3/3)

考查項目	細別	評価対象項目
4 . 工事特性 (施工条件等へ の対応)	■ 施工現場での対応 	※ 下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】
評点計= 点 (最大20点)		

- ※1.工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
- ※2.主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3.評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。
- ※4.レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

皆査項目	法令遵守等の該当項目-	一覧表		
3 . 法令遵守等	○工事事故等による減点			
	点数	措置内容		
	0	該当なし		
	○ -20 点	1. 指名停止3ヶ月以上		
	○ -15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		
	10 ////	3 . 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		
	○ -10 点	4 . 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満		
	○ -8点	5 . 文書注意		
	○ -5 点	6. 口頭注意		
	○	7 . 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分が場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	が無かった	
	○総合評価項目不履行によ	る滅点		
	□ -3 点	1 . 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合	対象タ	
	□ -3 点	2 . 総合評価落札方式において、受注後、下請業者の変更により県内業者が下請請負金額に占める割合が	1	
		50%以上から50%未満に変更になった場合		
	□ -3 点	3 . 受注後、指定品目とした県産品の活用が図られなかった場合		
	□ -3 点	4 . 受注後、当該工事で活用するとした新技術等が活用されなかった場合	1	
	③ 「工事関係者」と	たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及 的し、その履行をするために従事する者に限定する。	とび②を履	
	③ 「工事関係者」とは 行するために下請契約④ 口頭注意未満の処象は、主任監督員又は約	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及	1頭注意等)	
	③ 「工事関係者」とは 行するために下請契約④ 口頭注意未満の処象は、主任監督員又は約	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及 的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口 総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合 総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外	1頭注意等)	
	 ③ 「工事関係者」とは行するために下請契約 ④ 口頭注意未満の処理は、主任監督員又は約 ⑥ 総合評価落札方式は 【上記で評価する場合の算 	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及 的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口 総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合 総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外	1頭注意等)	
	 ③ 「工事関係者」とは行するために下請契約 ④ 口頭注意未満の処理は、主任監督員又は約 ⑥ 総合評価落札方式は 【上記で評価する場合の第 ・ 1.入札前に提出・ 2.承諾なしに材料 	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合 総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。	1頭注意等	
	③ 「工事関係者」とに 行するために下請契約 ④ 口頭注意未満の処理 は、主任監督員又は約 ⑤ 総合評価落札方式(【上記で評価する場合の) ・ 1.入札前に提出 ・ 2.承諾なしに相 ・ 3.労働者の寄得	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合 総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。	1頭注意等	
	③ 「工事関係者」とは 行するために下請契約 ④ 口頭注意未満の処理 は、主任監督員又は約 ⑤ 総合評価落札方式(【上記で評価する場合の) ・ 1 入札前に提出 ・ 2 承諾なしに相 ・ 3 労働者の寄行 ・ 4 産業廃棄物が	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 記言環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	1頭注意等	
	③ 「工事関係者」とは 行するために下請契約 ④ 口頭注意未満の処理 は、主任監督員又は約 ⑤ 総合評価落札方式(【上記で評価する場合の) ・ 1 . 入札前に提出 ・ 2 . 承諾なしに相 ・ 3 . 労働者の寄行 ・ 4 . 産業廃棄物り ・ 5 . 当該工事関行	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 習舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が贈収賄等により逮捕または公訴された。	1頭注意等	
	③ 「工事関係者」とに 行するために下請契約 ④ 口頭注意未満の処理 は、主任監督員又は約 ⑤ 総合評価落札方式(【上記で評価する場合の) ・ 1 . 入札前に提出 ・ 2 . 承諾なしに相 ・ 3 . 労働者の寄行 ・ 4 . 産業廃棄物り ・ 5 . 当該工事関係 ・ 6 . 建設業法に)	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等	1頭注意等	
	③ 「工事関係者」とに 行するために下請契約 ④ 口頭注意未満の処理 は、主任監督員又は約 ⑤ 総合評価落札方式(【上記で評価する場合の) ・ 1 . 入札前に足に ・ 2 . 承諾なしに相 ・ 3 . 労働者の寄行 ・ 4 . 産業廃棄物が ・ 5 . 当該工事関 ・ 6 . 建設業法に ・ 7 . 入国管理法(は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。	1頭注意等	
	③ 「工事関係者」とは 行するために下請契約 ④ 口頭注意無層具又は約 ⑤ 総合評価落札方式(「上記で評価する場前にした。 ・ 1 . 入 就諾 もの にした。 ・ 3 . 労 職 者 の 報 ・ 4 . 産 難 表 年 報 ・ 5 . 当 建設 業 法 に え ・ 7 . 入 国 告 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 の 無し の 有り の 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 電舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	1頭注意等	
	③ 「工事関係者」とは 行するために下請契約 ④ 口頭注意警員又は約 ⑤ 総合評価落札方式(⑥ 総合評価する場合に ・ 1 . 入本諾場合にに ・ 2 . 承労働者の棄物 ・ 4 . 産業と工事関(・ 6 . 建設管理表に ・ 7 . 入田人の ・ 9 . 監督または ・ 9 . 監督または	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。	· 回頭注意等	
	③ 「工事関係者」として行するために下請契約 は、主任監督員又は約 は、主任監督員又は約 総合評価落札方式の 総合評価する場合にした 1、入群諸者の命にした 3、労業無事関した 6、建設管理を1、7、入国国人等の 5・9、監督または 9・9、監督または 10・下請代金運3	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、日総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 電舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 歳数にする労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 歳数にある労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	· 回頭注意等	
	③ 「工事関係者」として行するために下請契約 は、主任監督員又は総 ③ 総合評価落札方式の は 1 上記で評価する場合にした 3 ・ 分 乗 乗 乗 関係 ・ 6 ・ 建設 国 大 会 の で ・ 9 ・ 監督 または ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた いままた ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた いままた ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた かる いは それの いままた また ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた また ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた また ・ 1 0 ・ 下 の いは それの いままた また ・ 1 0 ・ 下 の いは それ いままた また ・ 1 0 ・ 下 の いは それ いままた また ・ 1 0 ・ 下 の いは それ いままた また ・ 1 0 ・ 下 の いままた また また また ・ 1 0 ・ 下 の いままた また	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、日総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 電舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 検査時実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 延氏する条に規定する下請代金の変払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている	1頭注意等	
	③ 「工事関係者」として行するために下請契約 は、主任監督員又はは、 主任監督員又はは。 総合評価落札方式は	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、日総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点	頭注意等,	
	③ 「工事関係者」として行するために下請契約 は、主任監督員又はは、 主任監督員又はは。 総合評価落札方式は	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、日総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 宮舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が間収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 こ違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 設立であり国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 設査時実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じているに類する行為がある。 道路交通法違反により、逮捕または送検された。 社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業含弟等、暴力	頭注意等,	
	③ 「工事関係者書」とは 行するために未満の処式は、主任監督人力、 は、主任監督人力、 ⑤ 総合評価する場所でいる場所でいる。 ・ 1 . 入承諾 場合にしている。 ・ 3 . 労業工事法でいる。 ・ 4 . 産業工事業理事による。 ・ 7 . 入使用を監禁ではよい。 ・ 8 . 使用とまたはそれい。 ・ 10 . 下いはまれい。 ・ 11 . 過程主企業のがいることが必ずいることが必ずによい。 ・ 12 . 受注企業のがいることが必ずによい。	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、日総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 宮舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が間収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 こ違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 設立であり国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 設査時実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じているに類する行為がある。 道路交通法違反により、逮捕または送検された。 社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業含弟等、暴力	頭注意等,	
	③ 「工事関係者書語契約 とは 行するため に 清明 処 は は 、 主 配	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 おを受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による減点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外の 一 対象外の 一 対象外の 一	頭頭・	
	③ 「工事関係者書語契約 (分) 「対 (本)	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 おを受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による滅点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 確含環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 基友する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 を養善時実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じているに類する行為がある。 道路交通法違反により、逮捕または送検された。 社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力削明した。 か団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に配されている、砂利、砂、防音シート、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした	頭注意等が決定しています。	
	③ 「工事関係者書語 製紙 会計	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、に総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による滅点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 音舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 系者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 設治に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 資査時実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。 「類する行為がある。 「協発交通法違反により、逮捕または送検された。 ・ 独議の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 通路交通法違反により、逮捕または送検された。 ・ 独議の執行を妨げた。 ・ ののでは、自己を対している。 ・ は、自己を対している。 ・ は、自己を対している。 ・ は、自己を対している。 ・ は、自己を対している。 ・ は、自己を対し、・ は、自己を対し、は、自己を対し、自己を対し、自己を対しま、自己を対し、自己を対し、自己を対し、自己を対しましま、自己を対しま、自己を対しま、自己を対しまままない。 ・ は、自己を対しまれば、自己を述れば、自己を述れば、自己を述れば、自己を述れば、自己を述れば、自己を述れば、自己を述れば、自己を述れば、自己を述れば、自己を述れば、は、自己	頭注意等が決定しています。	
	③ 「工事関係者書語の収点 というでは、	は、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及的し、その履行をするために従事する者に限定する。 おを受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口総括監督員の評価対象項目である安全対策において滅点する。 こおいて、受注者の責により入札時(契約後)の提案を満足する施工が行われなかった。または履行しなかった場合総合評価項目不履行による滅点 ○ 無し ○ 有り ○ 対象外 適応事例】 出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 確含環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 基友する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等 に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 を養善時実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じているに類する行為がある。 道路交通法違反により、逮捕または送検された。 社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力削明した。 か団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に配されている、砂利、砂、防音シート、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした	頭注意等) 対象	